

豪雨による畜産被害

災害時の家畜衛生技術対策を適切に

7月10日夜から翌11日朝にかけ岡山県下は大雨に見舞われ、とくに県北部地方はひどく、河川のはんらんで孤立地域も出た。また道路決潰が多く、加えて橋の流失等で交通がとだえた関係で被害が更に大きくなっている。

7月16日現在の被害状況

畜産業関係について県がまとめた結果を見ると、特に被害の大きかった地区は勝田郡勝田町梶並地区、英田郡大原町、西栗倉村および東栗倉村である。

▽勝田郡梶並地区では通常牛乳は日量600キログラム鶏卵は5日毎に450～500キログラム出荷していたが県道の決潰によりほとんど出荷できない状態となった。

また飼料の供給が県道の不通で輸送ができず、梶並北部では鶏の飼料を鳥取県を経由して確保に努めたほか、中南部では酪農組合が、県北部酪農協と緊急対策会議を開き前後策を協議した。

自給飼料は、川沿いに採草地があり、約8ヘクタールが流失し、このほか20ヘクタールの採草地が橋梁の流失破損等により利用不能となった。

▽大原町では、翌12日は交通が一部開通したためう回しながら牛乳、鶏卵の出荷を進めているが大型タンク車が通れないため輸送にやや困難を伴った。このほか美作クーラーステーションが浸水したため2等乳の発生がかなりあった。

飼料面では交通がある程度回復しているので問題はないようである。

家畜の被害は、乳牛1頭、和牛2頭、鶏700羽が流失またはへい死しており、畜舎の損壊は5戸となっている。

▽東栗倉村では、通常牛乳日量370キログラム、鶏卵140キログラムであるが、県道が完全に普通であるので搬出不能となった。

養豚、養鶏の飼料は、農協等の手持もほとんど底をついたが、乳牛飼料は1ヵ月を購入した後であっ

たため、当分の間もちこたえられる模様である。

自給飼料は、地すべりによる流失、直接の流失等かなりある模様であるが、十分な調査ができない現況である。

畜舎は、流失、損壊が6戸、浸水60戸である。しかし家畜は事前に救出しているため被害は出ていない模様である。

▽西栗倉村でも、鶏卵、牛乳とも出荷不能となっていたが、徐々に出荷の見通しが立ち、鶏卵は大原町まで取りあえず出荷し、牛乳については北酪と話し合いが決まり大原町まで出荷し、集乳車に連結できることになった。飼料は農協手持ちの飼料に被害がでなかったため、現在のところ、供給面で問題は生じないが、在庫が7月16日までとなって心配された。しかしその後の状況で兵庫県まわりで、受注できる見通しが立った。

畜舎は、5棟流失、家畜については鶏が約500羽鶏舎とともに流失した程度にとどまっている。

これら被害の対策については、県では特に衛生面に留意し、家畜衛生車が現地を訪れ、家畜伝染病予防のため畜舎等の消毒を実施している。

また、畜産物の出荷、販売については生産者団体（牛乳は北酪、美作等関係酪農協、鶏卵は県経済連、飼料は両者）に重点供給するよう畜産課において指示を行なった。このほか、自給飼料流失等による被害については、種子のあっせんがすぐにできるよう手配している。

災害時の家畜衛生対策はこうして

台風シーズンをひかえ今後の参考ともなると考えられるので次に農林省でこのほど公表された家畜衛生技術対策を掲げることとした。詳細の事項については関係の家畜保健衛生所に相談して家畜衛生に万全を期することが望ましい。

豪雨による畜産関係被害額

(38年7月14日18時現在)

		被害種類	数量	単価	金額	
家畜	乳牛	流失又は死亡	一頭	一千円	一千円	
	和牛	"	3	50	150	
	豚	"	116	13.5	1,570	
	山羊	"	2	2	4	
	鶏	"	8,565羽	0.4	3,426	
小計			—	—	5,150	
施設	畜舎個人共同 {牛豚鶏クステーラシオン市場}	浸損 {浸損浸損}	水壊	692棟	15	10,380
			壊	5	100	500
			壊	6	83	500
			壊	4	10	40
			壊	4	82.5	330
			壊	2カ所	—	3,150
小計			—	—	14,900	
飼料	自給 {飼料作物草}	浸流水倒伏 {流流流}	失	13ha	50	650
			失	21.5	100	2,150
			失	3.5	50	175
			小計	—	—	2,975
濃厚飼料	流	失	1,520俵	1	1,520	
畜産物	牛乳	流失または廃き 二等乳	4,600kg	35円	161	
			6,000kg	16円	96	
合計			—	—	24,802	

家畜衛生技術対策参考資料

1. 風水害対策

(農林省家畜衛生週報1963.7.1 No.742より)

予想される被害	原因	対策	対策上必要な事前措置	
直接被害	家畜の死亡	洪水による家畜の流失、土砂の崩壊、畜舎の倒壊、放牧地における危険箇所からの転落など	死体および汚物の衛生的処理	1. 非常待避計画（放牧地からの牽下げを含む）の確立 2. 家畜救護班のような防災組織の確立 3. 死体処理および応急手当用資材の確保
	家畜の傷害	同上	応急手当	
間接	家畜の伝染性疾病の発生	畜舎の浸水による病原体の汚染(家畜死体の埋却場所、伝染病発生地などから流れてきた病原体による伝播)	1. 排水の促進 2. 浸水畜舎およびその周辺に対する消毒ならびに衛生害虫の駆除 3. 発生のおそれのある疾病(特に炭そ、気しゆそ、豚コレラ等)に対する緊急予防接種	1. 消毒薬、殺虫剤、ワクチン等防疫用資材の確保 2. 防疫協力体制の確立 3. 管内家畜伝染病発生状況の常時把握および隣接地域との情報交換
被害	消化器障害(消化不良、胃腸カタル、鼓脹症、中毒など)の発生	1. 水害飼料(発黴、変敗、土砂混入など)の給与 2. 汚水の飲用または給与	1. 水害飼料の処理及び給与方法の周知 2. 障害の症状と看護法の周知 3. 良質飼料の放出斡旋 4. 家畜の汚水飲用の監視 良水の給与	1. 救難飼料の確保 2. 水の濾過、沈澱、消毒用資材の確保および良水源地の調査

(2) 家畜飼養管理対策

区分	原因	誘発を予想される疾病等	対象家畜	対策および注意事項
気温と関係の深いもの	寡照による気温の低下(特に夜間の冷えこみと湿気)	呼吸器病(鼻カタル、気管支カタル、肺炎、感冒など)	牛、馬、羊、豚、鶏	1. 畜舎の清潔、乾燥および保温、換気をはかる。 2. 日常家畜の栄養に留意し、強健な体を養っておく。 3. 衛生管理をよくして余病の併発をふせぐ。 4. 特に放牧中の家畜および幼畜には保護を十分に加える。
	気温の急激な上昇(特に多湿をとともなう場合)	1. 日射病、熱射病 2. 内外寄生虫病	牛、馬、羊、豚、鶏	1. 畜舎の清潔、乾燥および通風をはかる。日ざしの強い処は日よけ(放牧地では樹木)をもうける。 2. 新鮮な水および塩の給与 1. 駆虫または殺虫剤の応用 2. 発生源の撲滅
飼料の給与と関係の深いもの	醗酵しやすい生草等の過給および醗酵した生草等の給与	消化器障害(鼓脹症、疝痛、胃食滞、胃腸カタルなど)および流産	牛、馬、羊、豚、鶏	1. 生草の堆積をさける(必要量以上の刈取が往々原因) 2. 開花期前の荳科植物、青刈類、甘藷蔓に注意 3. 家畜の食残した飼料とくにエンシレージは次の給与時までには取除く
	かびの生えた乾草、濃厚飼料または変敗した飼料の給与	消化器障害(腸炎、鼓脹症、疝痛、胃食滞)中毒、肺炎、眼炎、流産(鶏を除く)	牛、馬、羊、豚、鶏	かびの中には毒物を産生するものがあるから注意(例、赤かび) 1. 飼料の保存条件に留意(乾燥した涼しい場所) 2. かびの甚だしく発生したものは飼料として利用しない。 3. 軽度の場合は天候のよい日に水洗、乾燥して少量ずつ与える。 4. 変敗したものは利用しない。
	未熟穀粉の過給	消化器障害(腸炎、鼓脹症、疝痛、胃食滞)および流産(鶏を除く)	牛、馬、羊、豚、鶏	1. 良質飼料と混合して用い、過給をさける。 2. 長期連続して与えない。
	品質不良のエンシレージの給与	ケトーシス、胃腸障害(腸炎、胃食滞、鼓脹症)および流産	牛、豚	1. 変敗したものは、飼料にして利用しない。 (注) 6~8月にはエンシレージ調製を行なうことがあるが、この際には品質不良とならないよう水分の調製に留意するよう指導が必要である。
	農薬、泥土などで汚れた生草の給与	中毒、消化器障害(腸炎、疝痛、胃食滞)および流産(鶏を除く)	牛、馬、羊、豚、鶏	1. 農薬散布地附近の生草は、散布後2~3週間経過するまで家畜に与えないこと(降雨あれば多少早まる)。 2. やむをえない場合は7日後に十分水洗して与える。 3. 水害などで泥土の付着した草などはこれを水洗等により除去した後で与える。
	水に浸かっていたり濡れたりした飼料の給与(変敗、醗酵、かびなどのおそれがある)	同上	牛、馬、羊、豚、鶏	1. 変敗したものは利用しない。 2. 変敗していないものは速かに乾燥して醗酵、かびの発生をふせぐ。粉餌、ペレット類は多くの場合乾燥が困難である。
家畜の管理に関する深いもの	粗飼料の不足から濃厚飼料を多給する場合	中毒、ケトーシス、繁殖障害(めす)、造精機能障害、消化器障害(腸炎、鼓脹症、胃食滞)	牛、馬、羊、豚	1. 飼料給与の適正をはかること。このためには、あらかじめ必要量の粗飼料の確保に努めることが必要である。 2. ワラがある場合には石灰処理(石灰ワラ)して一部代用
	畜体の手入れ不足	皮膚病、蹄病	牛、馬、羊、豚	1. 畜体をぬぐい、蹄とくに蹄のうら水を水洗する。 2. 蹄ののびすぎ、かたよりをなおす。
	運動および日光浴の不足	食欲不振、消化器障害、栄養不良、弱痺痛、後産停滞、蹄病、浮腫、発育障害、造精機能障害	牛、馬	1. 適度の運動と日光浴をさせるように心がける。 2. 運動後の手入れ(畜体、蹄)を十分に行なう。 3. ビタミン、ミネラルの欠乏をふせぐ。

2. 天候不良時の家畜衛生対策

(1) 家畜伝染性疾病対策

家畜別	疾病名	発生要因	重要対策地域	対策
馬	流行性(日本)脳炎	高温多湿による蚊(媒介者)の発生の増加	主要生産地および連年発生の認められる地域	1. 蚊の駆除および発生の防止 2. 予防注射の早期完全実施(北海道は7月、内地は6月、あけ5歳以下の馬に実施)
	肝蛭症	1. 河川、水田の増水による中間宿主(ヒメモノアラガイ)の活動 2. 罹患牛の糞便処理の不遺	寄生率の高い地域	1. 検査、駆虫の確実な実施 2. 中間宿主の駆除 3. 水辺の草、ワラの根もと等の給与をさける
牛	ピロプラズマ病および牛肺虫症	1. 放牧地における飼養環境の悪変と体力の消耗 2. ピロプラズマをもったダニの吸血又は肺虫こむしの付着した草の摂取	放牧慣行地帯	1. ピロプラズマ病についてはダニ駆除の徹底 2. 健康検査、放牧監視の強化 3. 早期発見、休牧、治療の実施(ピロプラズマ…パマキン等、肺虫…シアンアセトヒドラジド)
	牛痘	高温多湿と乳房、乳頭の刺傷、外傷、不潔	主として北海道	1. 畜舎の清潔、乾燥 2. ハエ、蚊など吸血昆虫の駆除 3. 搾乳者の手指、ミルクカー、その他管理器具の消毒 4. 搾乳衛生知識の向上 5. 早期発見と治療
豚	豚コレラおよび豚丹毒	1. 長期にわたる高温多湿、通風換気の不良、不規則な気温の変化で体力の衰弱したとき 2. 病畜または病菌の附着した人の手足、飼料、動物などの媒介	多頭集団飼育地帯および風水害の危険のある地域	1. 換気、乾燥など畜舎環境の改善 2. 消毒、糞尿処理など衛生管理の徹底 3. 給与飼料の衛生的および栄養的吟味 4. 導入豚の健康検査、隔離観察の励行 5. 豚コレラ、豚丹毒については予防注射の励行 6. 早期発見、届出 7. 隔離、治療(豚コレラを除く)
	寄生虫症(回虫、腎虫、肺虫等)	1. 畜舎の不潔 2. 密飼 3. 口から虫卵又はこむしが摂取される、腎虫こむしは皮膚からも侵入する。	多頭集団飼育地帯	1. 畜舎の不潔 2. 密飼 3. 気象条件、畜舎換気の不良
	その他(V.P.P.伝染性胃腸炎、浮腫病、皮膚炎等)	1. 畜舎の不潔 2. 密飼 3. 気象条件、畜舎換気の不良	多頭集団飼育地帯および風水害危険地域	1. 衛生環境の改善 2. 早期発見と治療 3. 隔離(感染の防止) 4. 消毒
	トキソプラズマ病	1. 胎盤感染 2. 経口感染(患畜の尿、タン、血液など原虫を含有するものを摂取したとき) 注 [温血動物はすべて本病にかかり、病原虫をまきちらすおそれがある]	多頭集団飼育地帯	1. 早期発見と治療 2. 衛生環境の改善(ねずみ、鳥類、犬、猫の媒介による場合も考えられる) 3. 届出
鶏	ロイコチトゾーン病	高温多湿によるニワトリヌカカ(中間宿主)の発生吸血による	多頭集団飼育地帯、特に共同育すう場	1. ヤブの整理、畜舎内外の清掃 2. 殺虫剤の散布(畜舎畜体) 3. フラゾリドン投与(0.01~0.02%)による死亡の抑制
	鶏痘	蚊の発生増加と密飼(蚊の吸血による媒介)	多頭羽飼育地帯、特に共同育すう場	1. 予防接種の励行 2. 早期発見と治療 3. 防虫対策(殺虫剤、防虫剤)
	コクシジウム病	1. 高温多湿による環境の悪化 2. 衛生管理の失宜 3. 密飼	同上	1. 予防薬(フラン誘導体、サルファ剤)による発病の防止 2. 治療(サルファ剤を飲水又は飼料に混入) 3. 鶏舎、管理器具の清掃消毒の励行
	その他(コリーザ、白痢等)多頭羽飼育に多発する疾病	同上	同上	1. 鶏舎の換気、乾燥等衛生環境の改善 2. 清掃、消毒等衛生管理の励行 3. 早期発見

区分	原因	誘発を予想される疾病等	対象家畜	対策および注意事項
家畜の管理に 関係の深いもの	畜舎の湿潤、不潔、換気不良	消化器障害（胃腸炎）、蹄病、化膿、内外寄生虫病、呼吸器障害	牛、馬、羊、豚、鶏	1. 畜舎の清潔、換気、採光および乾燥に留意する。 2. 汚れた敷ワラはとり除き、新しいものを十分にやる。 3. 雨もり雨水の侵入を除き、排水溝などを整備する。
	糞尿処理の不良	内外寄生虫病、蹄病、呼吸器障害	同上	糞尿処理の励行
	放牧管理の不適	消化器障害、呼吸器障害、皮膚病、流産、外傷不慮	牛、馬、羊	1. 保護施設の設置 2. 異常のある家畜の早期発見と保護 3. 給水、給塩 4. 危険箇所に対する安全措置
一般的な 注意事項	<ol style="list-style-type: none"> 飼料の給与は栄養総養分量の過不足に留意するばかりでなく栄養素のかたよりおよびその質にも考慮して飼料の適切な配合を行ない、とくに蛋白質の過給とならないようまた蛋白と不消化養分総量とのバランスに注意する。 季節的な作物の収穫等の関係で給与する飼料の種類を大巾に変更するような場合には急激に変えることを避け1週間以上をかけて徐々に変えてゆくようにする。飼料の加工、調理法の変更も同様である。 家畜の観察を常に励行し、家畜の栄養状態、挙動、元気、採食状態、糞便の状況など健康時の状態を頭に入れておいて、異常すなわち疾病、傷害等の早期発見ならびに種付適期の発見に努めること。このためには畜体手入の機会が最適であり健康の増進をかねてその励行を奨励すべきである。 疾病、傷害等の異常を認めた場合には、早期に獣医師または家畜保健衛生所の指導をもとめ、その指示に従い処置すること。 家畜伝染病その他の伝染性疾病が発生した場合、家畜が死亡した場合などには家畜保健衛生所長または市町村長に届け出て指示をうけること。 			